

城陽五里五里の丘 パートナー登録のおすすめ

みなさんのイベントも、公園で開催できます

(一部条件があります)

京都府立木津川運動公園「城陽五里五里の丘」(以下、本園)は、皆さんと共に自然再生の森づくりをおこなうことと、森づくりをにやう人材育成を、主目的としています。

さらに、子どもから高齢者までの幅広い皆さんが、多様なレクリエーションやスポーツを楽しみ、交流の輪が広がる公園、多くの利用者で賑わい、地域の振興に寄与する魅力あふれる公園でありたいとも願っています。

これらに賛同し、イベント開催や活動に本園を利用いただける公園パートナーさんを募集します。イベントの営利、非営利を問わず、一定の条件を満たせば、みなさんの自主的なイベントや催しごとを開催していただけます。

城陽五里五里の丘が、地域の賑わいと振興に寄与する魅力あふれる公園になるとともに、皆さんの生きがいを創出する公園にもなるよう、是非ご活用ください。

1. イベントパートナー 営利目的でも開催可能です

～取り組んでいる活動を生かして、大きなイベントを開催したい方へ～

～一定の条件を満たせば「公園共催イベント」として、広報もできます～

イベントパートナーが開催するイベントは

- 参加者がおおむね 500 名を超える比較的大規模なイベントを想定しています。
- 非営利に限らず、営利目的などでも開催できます。
- 年度内であれば、先着順で日程の確保ができます。
- 一定の条件※を満たすと「公園共催イベント」にできます。

☆ 本園が発行する公園広報誌に掲載するなど、公園が広報宣伝に協力します。

※一定の条件とは、別に定める「共催・後援・協力の承諾基準」に合致するものとなります。

- 内容によっては、毎回企画書等の書類を提出していただく必要があります。
- 参加者が会員限定の場合、もしくは比較的小規模なイベント(おおむね 500 名未満)は、サークルパートナー登録を検討してください。

2. サークルパートナー（プロパートナー / 非営利パートナー）

～固定メンバーを中心として自分たちの活動をおこないたい皆さまへ～

たとえば、器楽やダンスの練習、各種サークルの活動に使用できます。

サークルパートナーに登録すれば

- 会員を対象とした定期活動などで、本園会議室の事前確保と利用、サークル広場の事前確保と利用ができるようになります。
- 会員などに限定した野外イベントを、場所を確保して開催することができます。
- また会員限定でなく、一般参加のイベントであっても、おおむね500名未満の小規模イベントであれば、サークルパートナー登録で開催できます。
- 非営利目的の活動団体は「非営利パートナー」に登録できます。
- プロパートナーは、年度中であれば期間の制約なく場所や会議室、サークル広場を確保できます。
- 非営利パートナーは、利用月の2か月前の最初の抽選日から予約を受付けます。
- 予約受付の詳細は、別紙「城陽五里五里の丘 会議室等利用案内」をご覧ください。
- すべてのサークルパートナーのイベント広報や、会議問い合わせの対応などは、各団体でお願いします。
- イベントが、本園の主目的（前述）に合致し、主催団体の実績や信頼性などの条件を満たせば、「公園共催イベント」として扱うことができます。詳しくはお問い合わせください。

プロパートナーは毎年度登録料が必要です。

なお、野外の限られた場所での小グループ（50名程度まで）による活動で、事前に場所確保の必要がなければ、サークルパートナー登録は不要です。自由使用でかまいません。

グラウンドゴルフなど球技活動希望のサークルは、別に定めるオープンデーパートナーの登録をご検討ください。

オープンデーパートナーは、オープンデーでの球技利用以外は、非営利パートナーに準じます。

パートナー登録料 一旦お受けした登録料は返金できません。

	イベントパートナー	サークルパートナー	
		プロパートナー	非営利パートナー
年登録料	30,000 円	10,000 円	無料

- ❖ 登録料は事務所受付でお支払ください（現金のみ）。
- ❖ 会議室、サークル広場の確保には、別に養生協力金の支払が必要です。
- ❖ オープンデーパートナーは、非営利パートナーに準じます。

イベントパートナーとサークルパートナーのちがい

できることなど	イベントパートナー	すべてのサークルパートナー
営利目的開催もOK	○	プロのみ ○
本園の広報物やHPに掲載できる	公園共催イベントのみ○	
500人以上のイベント開催	○	×
所定の報告書作成と提出が必要	○	※1
会議室の事前確保と利用 ※2	○	○
サークル広場の事前確保と利用 ※2	○	○
本園からのイベント情報提供	○	○

できることは○、できないことは×

※1 内容・規模によっては報告書を提出いただくことがあります。

※2 会議室、サークル広場の予約は通常2ヶ月前からです。ただしイベントパートナー、プロパートナーは次年度予定を事前に予約できます。予約には養生協力金をお支払ください。

会議室、サークル広場の利用については別紙「城陽五里五里の丘 会議室等利用案内」をご覧ください。